

## 印鑑登録証となるカードの相違点

	印鑑登録カード (磁気カード)	印鑑登録証機能付き 住基カード	印鑑登録証機能付き 個人番号カード
印鑑登録の申請	本人又は代理人が、登録する印鑑を添えて申請。代理人による場合は委任状が必要。	平成28年1月4日より不可。(☆1)	左記(磁気カード欄)以外に、あらかじめ個人番号カードを作っておく。
交付	印鑑登録カードを交付。	平成28年1月4日より不可。(☆1)	個人番号カードの磁気部分に、印鑑登録番号を書き込んで交付。
手数料	カード交付手数料200円	印鑑登録証の機能を付加する登録手数料は徴収しない。	左記(住基カード)と同じ。
有効期限	特になし	住民基本台帳カードの有効期限(10年)	個人番号カードの有効期限(成人は10回目、未成年は5回目の誕生日まで)(☆2)
印鑑登録証明書の申請	本人又は代理人が、印鑑登録カードを添えて申請。	本人又は代理人が、印鑑登録証機能付き住民基本台帳カードを添えて申請。住民基本台帳カードの暗証番号の入力が必要。	本人又は代理人が、印鑑登録証機能付き個人番号カードを添えて申請。個人番号カードの暗証番号入力が必要。
印鑑登録証明書の交付窓口	区役所、支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所、市民サービスコーナー、一部の郵便局等(本人のみ)	区役所、支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所(鶴田は除く)、市民サービスセンター(万富及び天満屋地下街市民サービスコーナーでの土日開庁は除く)	左記(住基カード)と同じ。
自動交付機の新規利用登録	区役所、支所、地域センター、市民サービスセンター(古都・朝日)	新規利用登録は不可。暗証番号の変更・再設定、一部追加登録のみ受け付ける。	自動交付機は利用不可。
自動交付機での証明書交付	印鑑登録を廃止したら、住民票の写しの交付も不可。	印鑑登録を廃止しても、住民票の写しの交付は可。	自動交付機は利用不可。

☆1 住民基本台帳カードの発行は、平成27年12月28日で終了するため。(申請の内容によっては、その日より前に終了することもありますので、事前に窓口へお問い合わせください。)

☆2 ただし15歳未満は印鑑登録ができない。